

れいわ ねんど  
令和5年度

こうとうぶ しんろ  
高等部の進路

とうきょうとりつはむらとくべつしえんがっこう  
東京都立羽村特別支援学校

この「高等部の進路」は、みなさんが進路しんろについて知りたしいときや、  
わからないときに手てにとって確認かくにんするためのものです。  
せんせい き そうだん かつよう  
先生せんせいに聞きいたり、相談そうだんしたりするときにも活用かつようしてください。

# — 目 次 —

## 第一章 羽村特別支援学校の進路指導について

- P1 . . . . . 高等部3年間の流れ
- P2 . . . . . 素敵な社会人を目指して
- P3 . . . . . 毎日の生活で心がけたいこと

## 第二章 進路関係の行事・取り組みについて

- P4 . . . . . 高等部3年間の主な取り組み
- P5 . . . . . 進路の学習とは
- P6 . . . . . 就業体験（インターンシップ・現場実習）
- P7 . . . . . 進路相談、その他の取り組み

## 第三章 進路決定までの流れ・進路先について

- P8 . . . . . 主な進路先、福祉就労の流れ
- P9 . . . . . 福祉就労（生活介護、地域活動センター、自立訓練、就労移行）
- P10 . . . . . 福祉就労（就労継続A型、B型、就労アセスメント）
- P11 . . . . . 企業就労（障害者雇用、求人票）
- P12 . . . . . 企業就労（主な職種、雇用促進法など）
- P13 . . . . . 進学等（職業訓練校、国立職業リハビリテーションセンター）

## 第四章 支援機関と主な手続きについて

- P14 . . . . . 支援機関とは、主な支援機関（障害福祉課）
- P15 . . . . . 主な支援機関（障害支援区分、相談支援事業所、ハローワーク）
- P16 . . . . . 主な支援機関（求職登録、職業センター、職業上の重度判定）
- P17 . . . . . 主な支援機関（就労支援センター、愛の手帳の成人更新）

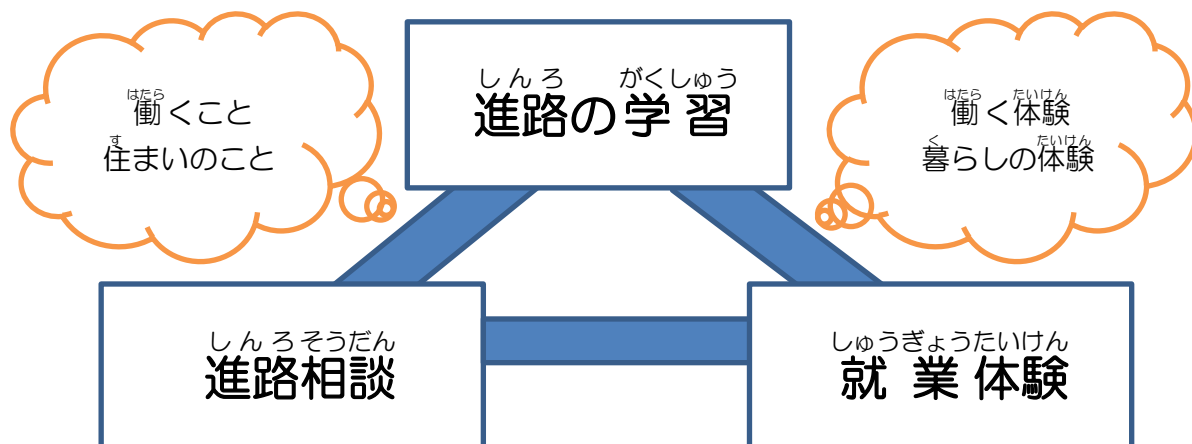
## 第五章 暮らしについて

- P18 . . . . . 生活の場（通勤寮）
- P19 . . . . . 生活の場（グループホーム、施設入所など）
- P20 . . . . . 暮らしについての様々なサービスについて（ショートステイなど）

## 福祉施設一覧

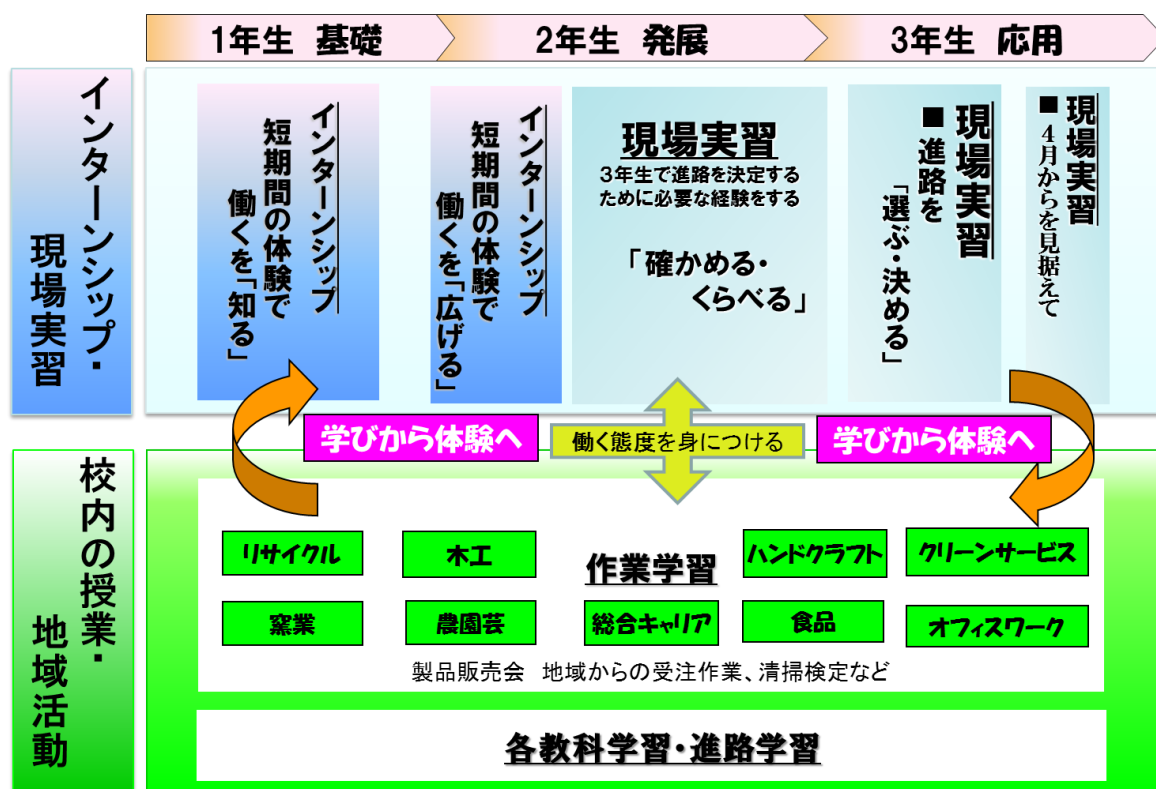
# 第一章 羽村特別支援学校の進路学習について

進路の学習、進路相談、就業体験を大きな柱として、進路選択に必要な情報をみなさんや保護者の方に提供したり、進路先や関係機関と連絡を取り合いながら、将来どのような「働く生活」をしたいかを一緒に考えていきます。



## 1 高等部3年間の流れ

- すべての学習活動の中で社会人としての知識やマナー、働く意欲・態度、作業スキルの向上などをめざし、身につけていきます。高等部では「職業」や「作業学習」の授業があります。
- 「職場見学」「現場実習」「進路面談」などを通して、自分の強みを見つけたり、自分が努力することを確認したりします。そして自分の卒業後の「働く生活」を決めていきます。



## 2 素敵な社会人を目指して

卒業して社会人になるみなさんは、“大人”として見られます。日常での行動についても周りから見られています。高等部の3年間、普段の生活から意識して、素敵な社会人を目指しましょう。

### ～「ライフスキル」って？～

WHO（世界保健機関）は、どの時代、どの文化、どの社会においても、人間として生きていくために必要な力があるとして、それをライフスキルと定義しました。  
卒業後に社会人として、これからの時代を生きていくみなさんが付けたい力です。

| 10のライフスキル    | 身に付けたい力     | 具体的な内容   |
|--------------|-------------|--|
| 意思決定         | 意思決定の力      | <ul style="list-style-type: none"> <li>経験や情報をもとに、いくつかの選択肢から自分にとって最適だと思うものを選ぶ</li> </ul> <small>ほか</small>  |
| 問題解決         | 考える・想像する力   | <ul style="list-style-type: none"> <li>手順通りにできる</li> <li>臨機応変に対応できる</li> <li>目標達成のために考えて行動できる</li> <li>相談できる</li> <li>たくさんの溢れる情報に惑わされず、自分の考えをもつ</li> </ul> <small>ほか</small> |
| 創造的思考        |             |  |
| 批判的思考        |             |  |
| 自己認知         | 自己・他者理解の力   | <ul style="list-style-type: none"> <li>自分の強み弱みを知る</li> <li>自分も他者も大切に思う</li> <li>人権を尊重できる</li> <li>いろいろな人がいることを受け入れられる</li> </ul> <small>ほか</small>                           |
| 共感性          |             |  |
| 効果的コミュニケーション | コミュニケーションの力 | <ul style="list-style-type: none"> <li>気持ちの良いあいさつや返事ができる</li> <li>身だしなみを整えられる</li> <li>報告/連絡/相談ができる</li> <li>適切な距離を保てる</li> </ul> <small>ほか</small>                          |
| 対人関係スキル      |             |  |
| 情動への対処       | セルフコントロールの力 | <ul style="list-style-type: none"> <li>失敗しても立ち直ることができる</li> <li>イライラを自分でコントロールできる</li> <li>気持ちの切り替えができる</li> </ul> <small>ほか</small>   |
| ストレス・コントロール  |             |  |

### 3 毎日の生活で心がけたいこと

毎日の生活の中で、心がけてできるようにしておくこと、必ずみなさんの強みになります。まずはできることからでよいので取り組んでいきましょう。続けて取り組むことで習慣として身に付いていきます。

#### ◇基本的な生活習慣、身辺自立、身だしなみ、マナー、時間厳守

- ・規則正しい生活のリズム…早寝早起き、三度の食事
- ・身辺自立…自分の身の周りのこと、持ち物の管理
- ・身だしなみ…入浴、洗顔、洗髪、歯磨き、手洗い、ひげ剃り、爪切り、鼻毛処理、耳垢掃除、整髪、場面や季節に合った服装、ハンカチ・ティッシュの携帯
- ・マナー…礼儀や態度、相手を思う行動
- ・時間厳守…時間を意識した行動、時間を守る



#### ◇指示理解、意思表示、コミュニケーション力、会話、言葉遣い

- ・自分の気持ちや体調を伝える
- ・欠勤や遅刻などの連絡
- ・休憩時間や勤務時間外の会話、相手に合わせた会話
- ・敬語・丁寧語



#### ◇挨拶、返事、報告、連絡、相談、質問

- ・自分から明るい挨拶
- ・指示を受けたあとの返事
- ・仕事の進捗状況の報告
- ・失敗したときや、分からないときの報告・連絡・相談、質問



#### ◇家事、手伝い、社会経験、交通機関の利用、お金の使い方

- ・家事、手伝い…自分の役割をもちましょ。そして役割を果たせるようになりましょ。
- ・社会経験…公共施設（図書館、映画館、病院、美容院、ファミレス…）等の利用を経験しましょ。
- ・交通機関…（電車、モノレール、バス）等の利用を経験しましょ。
- ・買いたい物、欲しい物、行きたい所はありますか？買い物やお小遣い等、お金の使い方について学びましょ。



#### ◇体力、健康管理、通院、服薬管理

- ・働き続けるためには、体力が必要（立ち仕事、重たい物を運ぶ、毎日通う、通勤電車…）
- ・自分の体調に気づいたり、コントロールできる力、健康管理
- ・必要な時や、定期的に通院できる
- ・必要な薬を決められたとおりに飲む



#### ◇働く態度

- ・意欲や向上心、努力する姿勢、集中力、持続力、正確性、責任感、協力

## 第二章 進路関係の行事・取り組みについて

### 1 高等部3年間の主な取り組み

|     | 1 学年                   | 2 学年                             | 3 学年         | その他          |         |
|-----|------------------------|----------------------------------|--------------|--------------|---------|
| 4月  | 面談期間                   | 面談期間                             | 面談期間         | 保護者会（1）      |         |
| 5月  |                        | インターンシップ                         | ビジネスマナー講座    | 高2保護者対象進路説明会 |         |
| 6月  |                        |                                  | 1期 現場実習      |              |         |
| 7月  |                        |                                  | 求職登録         | 保護者会（2）      |         |
| 8月  |                        |                                  |              |              |         |
| 9月  | 面談期間                   | 面談期間                             | 面談期間         |              |         |
| 10月 | 職場見学会                  | ビジネスマナー講座<br>就職ガイダンス<br>福祉サービス講座 | 2期 現場実習      |              |         |
| 11月 | インターンシップ               | 2期 現場実習                          |              |              |         |
| 12月 |                        |                                  |              | 就労支援センター講座   | 保護者会（3） |
| 1月  | インターンシップ               | 3期 現場実習<br>面談期間<br>先輩の話を聞く会      | ストレスマネジメント講座 |              |         |
| 2月  | 面談期間<br>卒業前の3年生に話を聞く学習 |                                  | 3期 現場実習      | 就労支援センター登録   |         |
| 3月  |                        |                                  | 移行支援会議       | 保護者会（4）      |         |

## 2 進路の学習とは

- 皆さんは、学校を卒業したあと、社会人として働くことになります。
- 高等部では、社会人として働くために必要ないろいろな学習を行います。
- 皆さんは、卒業したあとにどんな「働く生活」をしたいかを自分で決めていきます。
- 学習や相談の中でいろいろな情報やアドバイスをもらいながら進めていきましょう。
- どんなどころで働くのか、どんな暮らしができるのかを学ぶことを「進路の学習」と言います。

## 3 就業体験＜インターンシップ・現場実習＞

### ◇インターンシップ ～知る・体験する・広げる～

- 高1…2学期から3学期にかけてインターンシップを1日～2日行います。
- 高2…1学期に1日～3日程度行います。

### ◇現場実習 ～確かめる・比べる・選ぶ・決める～

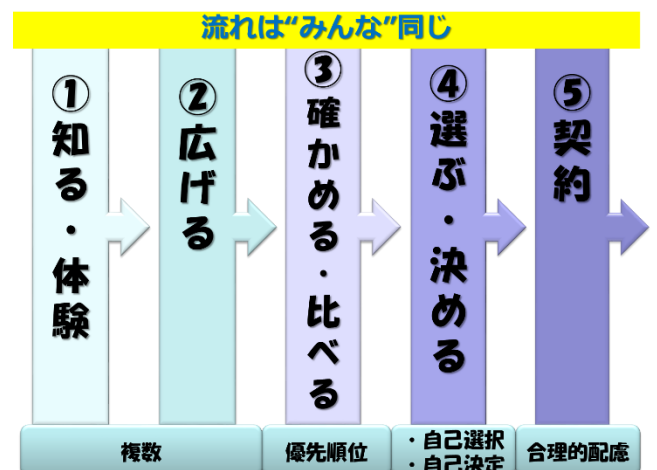
- 高2…2学期から自分の希望する職場で、1日～2週間行います。
- 高3…自分が希望する進路先を決めるための実習です。1日～2週間行います。

※実習の日数は感染症拡大防止の観点や受入事業所側の都合等により、柔軟に設定します。

### ◇就業体験から進路決定までの5つのステップ

- ①知る・体験・・・インターンシップを通して、自分のことや事業所のことなどを知ります。
- ②広げる・・・いくつかのインターンシップを経験して、自分のできることや職域を広げます。
- ③確かめる・比べる・・・現場実習では、仕事内容や職場の雰囲気を確認します。  
体験したことを振り返り、比べます。  
卒業後の生活設計も少しずつ考えていきます。
- ④決める・・・3年生の現場実習では、卒業後の具体的な方向を決めて、実習します。  
※企業就労の場合は公正な採用選考（面接等）があります。
- ⑤契約・・・進路先が決まったら事業所や会社と契約（雇用契約もしくは利用契約）を結びます。

| インターンシップ（授業）                               |
|--|
| 複数体験して、自分のできそうなことを知る。<br>職域を広げる。           |
| 知る・体験する 広げる                                |
| 現場実習（授業）                                   |
| 進路先になるかもしれない事業所や会社。<br>一緒にやってみようかな？生活も考える。 |
| 確かめる・比べる 選ぶ・決める                            |





## ◇インターンシップや現場実習の流れ

### ① 個別面談・申し込み

- ・面談をして、どこでインターンシップ、現場実習をするか相談します。  
進路担当の先生が申し込みをします。

### ② 事前面談

- ・自己紹介、実習中の持ち物や時間などを打ち合わせして、実習メモに書きます。

### ③ 準備

- ・インターンシップや現場実習の目標を先生と相談しながら、実習日誌に記入します。
- ・実習先までの経路を確認します。
- ・飲食関係、高齢者介護施設等での実習は、事前に0-157等の細菌検査が必要です。  
学校から検査キットを渡します。 **(※PCR検査を求められる実習先の場合は相談の上実施)**

### ④ インターンシップ・実習中

- ・気持ちの良いあいさつや返事を自分からできるようにしましょう。
- ・先生が実習中に訪問します。その際に、困ったことがあれば伝えてください。
- ・夜更かしせず、次の日もしっかり実習に行けるようにしましょう。
- ・朝、発熱や吐き気などの症状があったり、その症状が家族に見られる場合は必ず学校に相談してください。**(※家族にコロナウイルス陽性、濃厚接触者等がいる場合は実習はお休みです)**
- ・実習の振り返りの会(最終日に行くことが多い)では、実習先からのお話や評価を聞き、これからの生活にいかします。

### ⑤ 実習がおわったら

- ・実習先にお礼状を書きます。
- ・実習後1~2週間で「評価表」が事業所から届きます。担任の先生や進路の先生と実習のことを振り返りましょう。



## ◇部活動について

- ・実習に向けて体調や準備を整えるために、1週間前から部活動への参加は原則できません。
- ・部活動の大会が近いなどの場合には、先生に相談してください。



## 4 進路相談

### ◇進路面談や相談

- 面談期間やその他必要な際に、みなさんの進路希望を聞きながら、その希望を実現するために必要な課題などを話し合います。
- 迷っている人は一緒に考えます。
- 進路面談の他にも、生徒のみなさんや保護者の方からの相談は、いつでもできますので声をかけてください。



## 5 その他の取り組み

### ◇高1 職場見学

- 高1の10月頃に職場見学を行い、実際に働く現場を見学して「職場」のイメージをもちます。
- 卒業後の生活のイメージをふくらませるために、実際に職場(学校近隣の福祉事業所や企業など)を見学します。スクールバスを利用して見学するグループと、立川駅などを集合解散場所に企業等を見学するグループがあります。

### ◇就職ガイダンス

- 2年生の2学期に、ハローワークの方をお招きして「就職」について学びます。また、自分がどんな仕事に向いているのかを考える機会になります。

### ◇先輩の話 を聞く会

- 2年生の3学期、企業や福祉事業所で働いている卒業生をお招きして、卒業後の生活(仕事、住まい、趣味・余暇等)の様子を話していただきます。

### ◇ビジネスマナー講座

- 会社の方に来ていただき、社会人に必要なマナーを学びます。

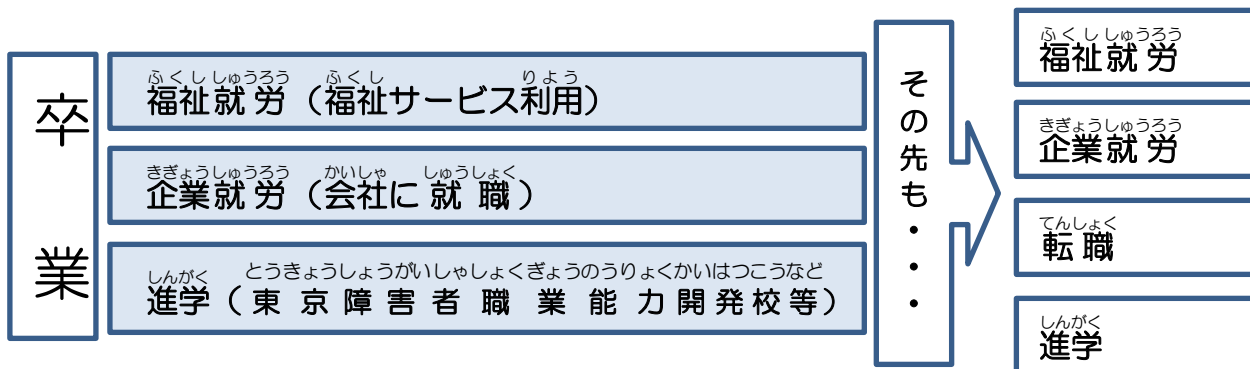
※このほかにも講師の方を招いての学習講座があります。



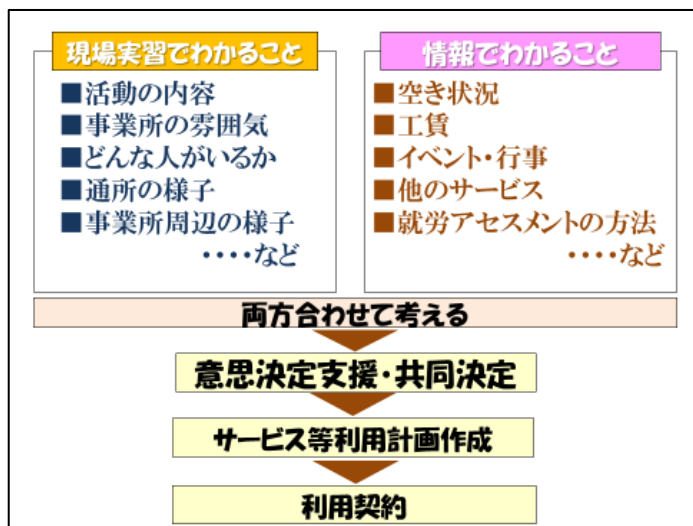
# 第三章 進路決定までの流れ・進路先について

## 1 主な進路先

- 卒業後の主な進路先は、福祉就労、企業就労、進学です。
- ただし、卒業後の進路先は、ずっと同じところではなく、人によっては変わっていくこともあります。
- みなさんの長い人生の中では、働く場所、住む場所、生活スタイルも変わっていくことがあります。



## 2 福祉就労

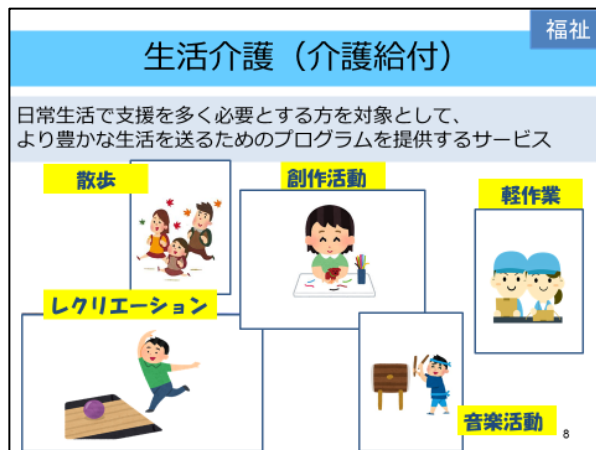


- 福祉事業所と利用契約を結んで、利用する障害福祉サービスです。(P14)
- 現場実習を通して、活動の内容や、事業所の雰囲気を確かめます。一緒に活動する利用者さんや職員さんとの相性はどうか、送迎があるか、昼食の提供があるか、利用時間は何時～何時までか等も確かめます。
- その他の情報は、事業所に聞いたり、進路担当の先生から聞いたり、市役所に聞いたりして知ることができます。

- 両方の情報を合わせてどこに行きたいかを考えます。たとえ言葉で伝えられなくても、保護者の方や身近な支援者が本人の気持ちになって考えます。(意思決定支援)
- 相談支援事業所というところで、サービス等利用計画を作ってもらいます。(P15)
- その他に障害支援区分判定という手続きも必要になります。(P15)
- 就労継続支援B型事業所(P10)の利用を希望する場合は、就労アセスメントをする必要があります。(P10)
- 利用する事業所が決まったら、利用契約を結びます。

## ◇生活介護事業

散策、音楽活動、体育的活動、創作的活動などを通して、豊かな生活を送ることや基本的な生活習慣を身に付けることを目的にしたところです。



## ◇地域活動支援センター

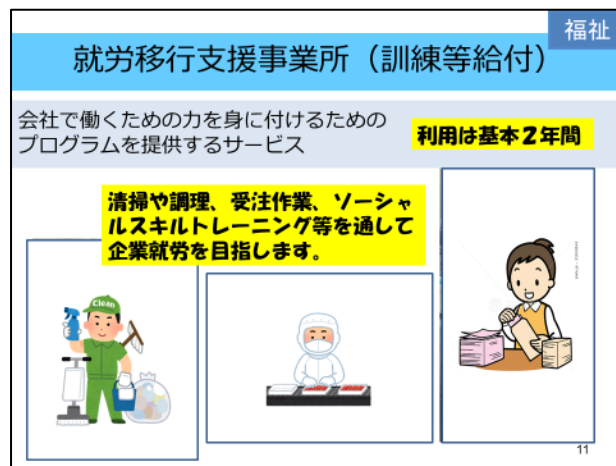
各市町独自のサービスで、瑞穂町の事業所では生活介護と同じような内容を行っていたりします。青梅市にも、様々な事情で家からなかなか出られない方、少しずつ人や社会と関わる機会をもちながら慣れていきたい方、就労に向けて生活のリズムを整えたい方、またその家族の方も相談できる事業所があります。

## ◇自立訓練（生活訓練）

日常生活や社会生活を送るための訓練を一定期間行うところです。生活リズムを整えたい方、より良い人間関係を築きたいと望んでいる方、外に出ることに不安があるけれど、少しずつ慣れていきたいと思っている方などが利用しています。

## ◇就労移行支援事業

- 企業就労を自指して訓練を行うところです。
- 原則2年間の間に力を付けて、企業就労を自指します。
- 平成30年度から、「就労定着支援」のサービスが始まりました。
- 就職してから6か月は就労移行支援事業所の方が就職した会社に「定着支援」をします。
- 就労定着支援のサービスを就労移行支援事業所が行っている場合には、その後3年間定着支援が受けられます。



## ◇就労継続支援事業（A型）



- 労働契約を結んで働くところです。
- 週30時間以上働く場合には、社会保険が適用されます。
- 最低賃金が保障されます。  
※東京都の最低賃金は1072円/時間給  
※令和4年10月1日から適用
- 最低賃金を保障しながら、福祉サービスとしての支援の手厚さを実現していくのは難しく、近隣にA型事業所は多くはありません。

福祉

就労継続支援A型事業所（訓練等給付）

まだ会社での働くことは難しいけれど、支援を受けながら働くことができる場を提供するサービス

雇用契約を結びほほ会社と同じように仕事をして、お給料を受け取るのが特徴です。  
(東京都最低賃金1072円)令和4年10月1日から適用

## ◇就労継続支援事業（B型）

- 封入作業、ショッピングバック製作、箱折りなど指先を使う仕事。
- 公園清掃、資源回収、ポスティングなどの体を使う仕事を中心に行っているところもあります。
- パン製造、クッキー製造、仕出し弁当の盛り付けなどの食品を扱う仕事
- アクセサリーや手工芸品を制作し販売している事業所もあります。
- 働いた分の工賃が支給されます。  
(数千円～2万円/月の事業所が多い)

福祉

就労継続支援B型事業所（訓練等給付）

まだ会社での働くことは難しいけれど、支援を受けながら働く場を提供するサービス

ペーキング



清掃



製品づくり



箱折り



農業



## ※就労アセスメント

- 卒業後すぐに就労継続支援B型の事業所を利用する場合には、「就労アセスメント」を受ける必要があります。
- 「福祉的就労の利用が適切かどうか」を評価する仕組みです。
- 本校学区域の場合、就労移行支援事業所が2日～3日程度の期間で実施します。
- 「就労移行支援」の受給者証が必要となります。
- 就労移行支援事業所に行き実施する場合と、学校へ就労移行支援事業所の職員の方に来ていただいて実施する場合があります

- 障害福祉サービスは決められた利用料を支払わなければいけませんが、ほとんどの人が前年度の収入に応じて、利用料0円になります。(前年度、企業就労していて収入が多かったなどの場合は利用料が発生します)
- 交通費については、施設ごとに対処が異なりますが、支給されない場合の方が多いようです。
- 送迎サービスを利用する際に送迎代、給食等を利用する際に給食代、その他お茶代や旅行費用などがかることがあります。



# 3 企業就労

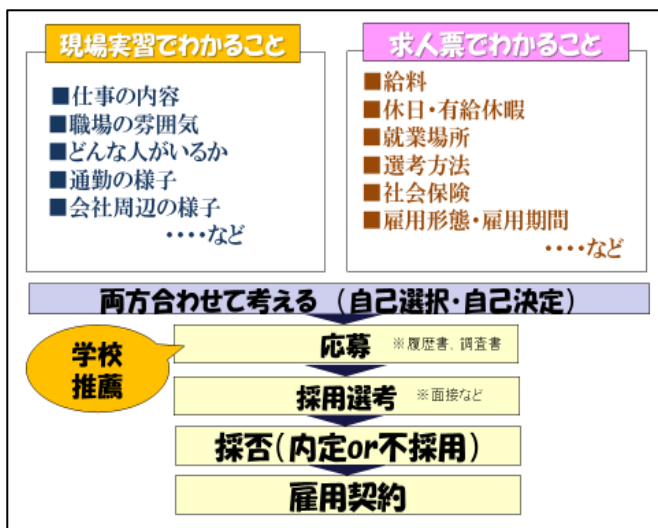
## ◇一般雇用と障害者雇用のちがい

### 一般雇用

- ・障害のない方と同じ求人に応募し、同じ条件で雇用されることを一般雇用といいます。
- ・障害については、自分で言わない限りは基本的に知られることはありません。
- ・就職活動やその他の手続き等は自分で進めていくことになります。手伝ってもらうことはできません。

### 障害者雇用

- ・障害者限定採用枠を設けている企業に応募し、雇用されることです。
- ・本人が「会社にしてほしい配慮」を伝え、採用後はその配慮を受けながら仕事をすることができます。
- ・雇用形態は様々ですが、基本的には、身分や雇用継続が守られることになり安心です。
- ・条件としては障害者手帳を持っている必要があります。



- ・現場実習で仕事内容や職場環境、通勤等について経験して確かめます。
- ・企業就労を希望する場合にはハローワークで求職登録をします。(P15)
- ・会社から指定校求人がハローワークを通じて学校に届きます。
- ・求人票では主に雇用条件について知ることができます。
- ・両方を合わせて考えた上で、応募したい(働きたい)会社「1社」を決めます。
- ・応募したいということを進路担当の先生を通して会社へ伝えます。学校推薦となります。(紹介)

- ・応募書類(履歴書・調査書)を会社へ提出します。
- ・採用選考は面接で行われる会社が多いです。
- ・採用選考から約1週間程度で結果が分かります。選考に通ると内定となります。
- ・働いてからの相談先として居住地域の就労支援センターに登録をします。(P17)
- ・入社するときには会社と雇用契約を結びます。

## ◇求人票の種類

| 高卒求人票の種類と障害者求人 |                         |          |
|----------------|-------------------------|----------|
| 公開求人           | 高卒求人票の種類                | 指定校求人    |
| のる             | ハローワーク「高卒就職情報web提供サービス」 | のらない     |
| 全国の高校生         | 情報へアクセス可能               | 指定の学校・生徒 |
| 全国の高校生         | 応募可能                    | 指定の学校・生徒 |
| あり             | 障害者求人の有無                | あり       |
| 学校推薦・紹介        | 就職活動                    | 学校推薦・紹介  |

※ 学校推薦以外のルート 「自己開拓」…自分で就職先を探す 「縁故就職」…家族や親族からの紹介

「企業就労を目指す場合」  
指定校求人(障害者求人)に  
学校推薦で応募する

# ◇主な職種

## 事務



PCデータ入力、ファイリング、社内メール等の仕分け、シュレッダー、コピー、庶務・軽作業、他

## 物流



荷物運搬・整理、DM封入、入庫検品・棚入、ピッキング、発送準備・梱包作業、他

## 製造



食品、機械部品、ライン作業、成型機操作、印刷、製本、他

## 小売販売



商品のバック・袋詰、品出し、商品の陳列・整理、他

## 飲食厨房、調理・食品



店内フロア清掃、調理器具・食器類等の洗浄作業、盛り付け、調理補助、他

## 販売・接客



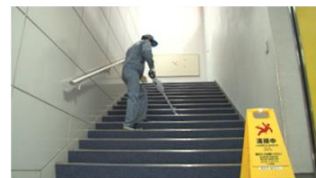
販売補助、店内でのお客様対応、レジ・レジサッカー、他

## 衛生福祉サービス



高齢者施設等での介護周辺業務（清掃、ベッドメイク、食事準備等）、医療・福祉・生活支援対人サービス、他

## 清掃



社内外清掃・整備・営繕、リサイクル、クリーニング、生活衛生等、他

## 障害者の雇用の促進等に関する法律

### 雇用義務制度

障害者の雇用対策としては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、一定の障害者を雇用することを義務付けています。

| 事業者       | 障害者雇用率（法定雇用率） |        |        |
|-----------|---------------|--------|--------|
|           | 令和5年現在        | 令和6年度～ | 令和8年度～ |
| 民間企業      | 2.3%          | 2.5%   | 2.7%   |
| 国・地方公共団体  | 2.6%          | 2.8%   | 3.0%   |
| 都道府県教育委員会 | 2.5%          | 2.7%   | 2.9%   |

障害者である労働者は、職業に従事するものとしての自覚をもち、自ら進んでその能力の開発及び向上を図り、有為な職業人として自立するように務めなければならない〔法第4条〕

### ◇特例子会社

- 特例子会社とは、企業が障害者を雇用するために設立した子会社です。
- 愛の手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳などの障害者手帳を持っている人は、一般雇用枠ではなく、障害者雇用枠で応募することができます。事務補助、清掃などの職種が多いです。

(例) (株) パナソニック (港区) (株) 三越伊勢丹ソレイユ (新宿区)  
(株) オレンジジャムコ (立川市) (株) 富士電機フロンティア (日野市)



# 4 進学等

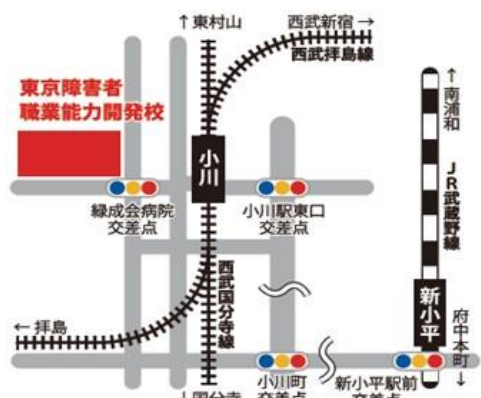
- ・ 知的障害のある方の場合1年間、専門的な訓練を行って、企業就労に挑戦するところです。
- ・ 受験をするための申し込みはハローワークを通して行います。(P15~P16)
- ・ 入学するためには、受験に合格しなければなりません。

## 東京障害者職業能力開発校

所在地：小平市小川西町2-34-1 TEL：042-341-1427

訓練内容：ものづくり（金属加工作業、木工作業、塗装作業など）  
 ファクトリーアシスト（パソコン入力作業、リサイクル作業など）  
 ホームアシスト（縫製基本作業、クリーニング作業など）  
 ワークアシスト（販売アシスト作業、店舗アシスト作業など）

応募期間：9月 選考日：10月中旬 選考項目：適性検査、適応検査、医療検査、面接



## 国立職業リハビリテーションセンター知的障害者職業訓練

所在地：所沢市並木4-2 TEL：04-2995-1201

訓練内容：オフィスワーク（パソコン入力、文書整理、郵便物の仕分けなど）  
 販売、物流（商品陳列、ピッキング、袋詰め、接客など）  
 ホテル・アメニティワーク（ホテルでの清掃、客室整備、調理補助、食器洗浄など）

応募期間：9月中旬 選考日：11月 選考項目：予備評価、職業訓練、健康診断、面接



# 第四章 支援機関と主な手続きについて

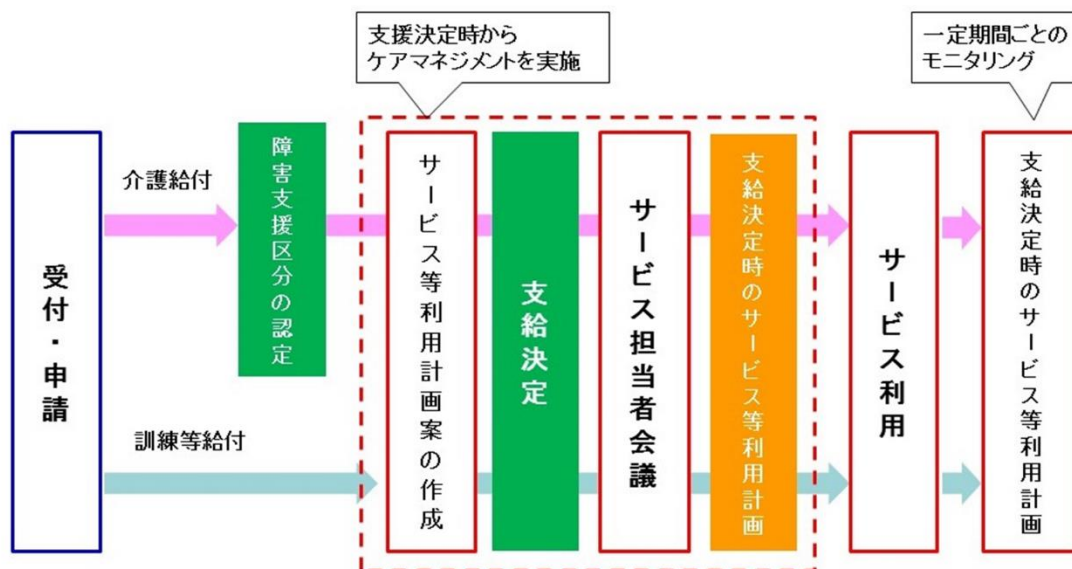
## 1 支援機関とは

在学中は、学校の先生たちに相談したりしますが、卒業したあとは先生たちに代わって、みなさんをさまざまな面から支えてくれるのが支援機関です。

## 2 主な支援機関

### ◇ 障害福祉課（ケースワーカー）

それぞれの市役所には障害福祉（支援）課というところがあり、そこにはケースワーカーという人たちがいます。ケースワーカーは、みなさんが利用する福祉サービス（通所サービスの利用、移動支援の利用、各種手当てなど）についていろいろと相談や助言をしてくれます。



|       | 市役所（役場）内の窓口             | 所在地               | 電話番号                     |
|-------|-------------------------|-------------------|--------------------------|
| 羽村市   | 健康福祉部障害福祉課              | 羽村市緑ヶ丘5-2-1       | 042-555-1111<br>(内線 186) |
| 奥多摩町  | 福祉保健課福祉係                | 奥多摩町氷川215-6       | 0428-83-2777             |
| 青梅市   | 健康福祉部障がい者福祉課<br>認定サービス係 | 青梅市東青梅1-11-1      | 0428-22-1111<br>(内線2136) |
| 瑞穂町   | 福祉部福祉課<br>障がい者支援係       | 瑞穂町大字箱根ヶ崎<br>2335 | 042-557-0574             |
| 武蔵村山市 | 健康福祉部障害福祉課<br>援護第二グループ  | 武蔵村山市学園4-5-1      | 042-590-1185             |
| 東大和市  | 福祉部障害福祉課                | 東大和市中央3-930       | 042-563-2111<br>(内線1123) |
| 福生市   | 福祉保健部障害福祉課<br>障害福祉係     | 福生市本町5            | 042-551-1742             |
| 立川市   | 福祉保健部障害福祉課<br>障害福祉係     | 立川市泉町1156-9       | 042-523-2111<br>(内線1517) |

## ＜障害支援区分判定とは＞

- ・18歳の誕生日前に、居住地の障害福祉課の方が本人や保護者等から80項目の聞き取り（認定調査）します。
- ・認定調査の内容と医師の意見書が各市で月2回ほど実施される「審査会」に出され、障害支援区分が確定され、ご家庭へ通知されます。
- ※障害支援区分・・・障害の状況に対する支援の度合い（非該当→1→2→3→4→5→6）のことで、数字が大きくなるほど支援度が高くなります。
- ・生活介護・・・障害支援区分3～6が必要
- ・障害者支援施設・・・障害支援区分4～6が必要

|     |     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 非該当 | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|

「生活介護」が利用できる

「施設入所」が利用できる

## ◇相談支援事業所

### ＜計画相談とは＞

- ・障害福祉サービスを利用するには、相談支援事業所に「サービス等利用計画(案)」を作成してもらい、「利用したいサービスの内容」と「どのくらい利用したいか(週5日など)」を障害福祉課に提出します。
- ・その福祉サービスを利用してもいいですよ、という許可証が「障害福祉サービス受給者証」と言い、この受給者証のある方が、福祉事業所と契約を結んで利用をはじめられることとなります。
- ・サービスが利用できるようになると、定期的に「モニタリング」があり、作成した計画について「目標が達成できているか？新たな希望があるか？」などを聞いてくれます。自分の気持ちを伝えましょう。



## ◇ハローワーク

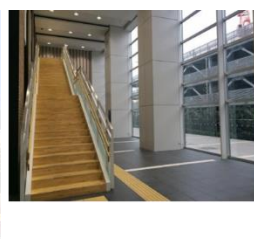
- ・企業就労を目指す人は、ハローワークで求職登録を行います。求職登録をした人に、雇用したい会社や事業所を紹介してくれます。（高校生で初めての就職の場合は進路の先生がハローワークに代わって紹介します。）
- ・学校を卒業したあとで企業就労を目指す場合は、ハローワークで仕事を紹介してもらいます。
- ・企業就労したあとの定着支援をしてもらう場合もあります。
- ・卒業後は、自分の住所地の管轄のハローワークに相談に行くこととなります。
- ・仕事を辞めた時の様々な手続きをしてくれます。

| 自分の住所地                  | 名称                      | 所在地                     | 電話番号                     |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|
| 奥多摩町・青梅市・羽村市<br>瑞穂町・福生市 | ハローワーク青梅分庁舎<br>(専門援助部門) | 青梅市東青梅3-20-7            | 0428-24-9173<br>(専門援助部門) |
| たちかわし・武蔵村山市・東大和市        | ハローワーク立川<br>(専門援助部門)    | たちかわしみどりちょう<br>立川市緑町4-2 | 042-525-8609             |



※専門援助部門は分庁舎1階

ハローワーク青梅



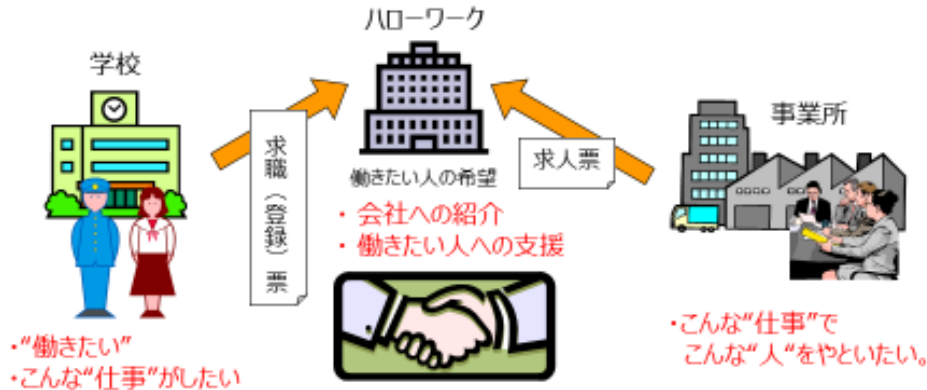
\*専門援助部門は本庁舎2階

ハローワーク立川



## ◇ 求職登録とは

- 働きたい人と雇用したい会社が、求職票（「仕事をさがしています」と求人票（「人をさがしています」）を通して、ハローワークの手続きで出会います。
- 企業就労、就労移行支援の利用、就労継続支援A型の利用を自指す人が登録をします。
- 学校のある住所地の管轄のハローワークで登録をします。羽村特別支援学校はハローワーク青梅で登録をします。
- ただし、学校はハローワークが行う就職に関するお仕事の分業・分担業務を任されているので求職登録したあとも、学校が窓口となってみなさんの相談や就職に関する手続きを行います。



## ◇ 東京障害者職業能力開発校・国立障害者リハビリテーションセンター にかかわる手続き

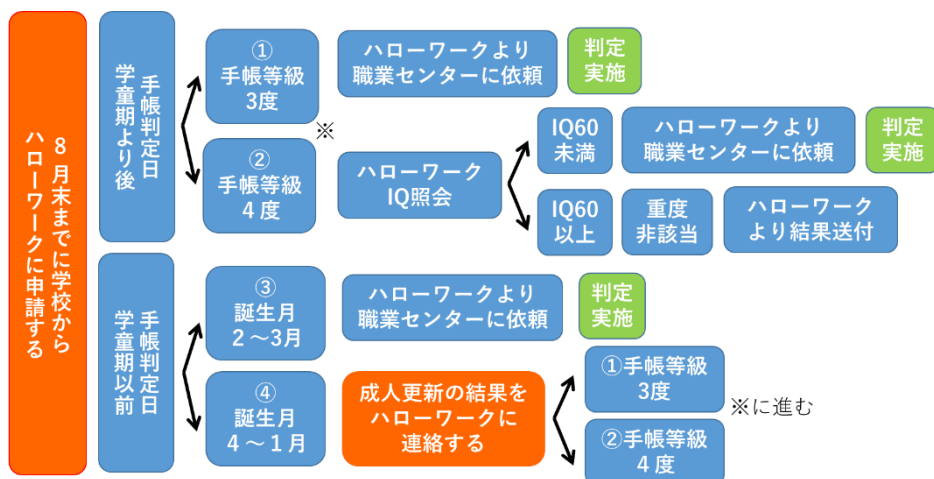
- これらの訓練校の見学や体験は学校に案内が来ますので、希望する場合には先生に相談してください。
- 受験を希望する場合には、ハローワークを通しての手続きが必要です。
- 訓練終了後の就職活動についてもハローワークが連携して就職の相談を行います。

## ◇ 障害者職業センター

- 企業就労に向けて、あるいは、就労後に安定して働き続けるために、様々な課題に対して継続的に支援をしてくれます。
- 雇用対策上の重度知的障害者の判定（職業上の重度判定）を行う場合は、こちらで行います。

| 名称               | 所在地          | 電話番号         |
|------------------|--------------|--------------|
| 東京障害者職業センター 多摩支所 | 立川市曙町 2-38-5 | 042-529-3341 |

## 職業上の重度判定の流れ



## ◇就労支援センター

- 企業就労に向けて、あるいは、就労後に安定して働き続けるために、様々な課題に対して生活面の支援も含めて、継続的に支援をしてくれます。
- 自分の住所地にある就労支援センターに登録をします。
- 障害者就業・生活支援センターけるんは、住所地とは関係なく、広域での支援をおこなっている就労支援センターです。

## ◇就労支援センター登録とは

- 3年生の1月以降に就労支援センターに登録をします。
- 就労支援センターは、本人や会社の支援の求めに応じ、支援する機関です。保護者の方と一緒に登録の面談をします。

| 名称                     | 所在地                        | 電話番号         |
|------------------------|----------------------------|--------------|
| 青梅市障害者就労支援センター         | 青梅市東青梅1-2-5<br>東青梅センタービル3階 | 0428-25-8510 |
| 羽村市障害者就労支援センター「エール」    | 羽村市神明台1-27-4               | 042-570-1233 |
| 福生市障害者自立生活支援センター「すてっぷ」 | 福生市南田園2-13-1<br>福祉センター内    | 042-539-3217 |
| 武蔵村山市障害者就労支援センター「とらい」  | 武蔵村山市伊奈平1-64-1             | 042-560-7839 |
| 瑞穂町障害者就労支援センター         | 瑞穂町大字石畑2008<br>ふれあいセンター1階  | 042-568-0139 |
| 東大和市障害者就労生活支援センター      | 東大和市桜が丘2-53-6<br>は〜とふる1階   | 042-516-3983 |
| 立川市障害者就労支援センター「はたらこ」   | 立川市柴崎町2-10-16<br>オオノビル2階   | 042-525-0884 |
| 障害者就業・生活支援センター けるん     | 福生市本町53<br>健之会ビル4階         | 042-553-6320 |

## ◇東京都心身障害者福祉センター多摩支所

### 愛の手帳の成人更新とは

18歳の誕生日を迎えるときに、現在持っている愛の手帳をその後も所持して様々なサービスを受けられるように下記の場所で更新をします。

東京都心身障害者福祉センター多摩支所  
 国立市富士見台二丁目1-1  
 TEL：042-573-3311  
 予約制です



※現在、愛の手帳1度2度の場合は、自治体によっては市役所で「集合巡回判定」を行うことがあります。





## ◇共同生活援助（グループホーム）

- ・障害の状況に応じて、日常生活上の援助（身辺介護、食事提供、金銭管理の支援など）を受けながら、共同生活を行うところです。
- ・一軒家で4～5人で暮らすところやマンションの数部屋でそれぞれが独立して住むタイプのところもあります。
- ・「サテライト」という少し離れたところで必要な支援のみで、一人暮らしに近い生活をするところもあります。
- ・居住市町による障害支援区分判定が必要な場合があります。
- ・利用料は、グループホームを運営している事業所が国や東京都に申請をすると助成されます。（費用面で援助されること）
- ・国の助成は10,000円。東京都の助成は14,000円（利用者さんの収入が73,000円未満の場合）
- ・他にも、精神障害者を対象にしたグループホームや、通過型のグループホームでは、施設借上費という東京都の助成が受けられるところがあります。59,800円までの家賃が助成されます。



## ◇障害者支援施設（障害支援区分判定4～6が必要）

- ・生活の場と日中の活動の場が一体となったところです。
- ・人口の多い東京都では、障害者支援施設に空きが出ることも少なく入所を希望していても難しいこともあります。
- ・地方の障害者支援施設の見学等をしているケースが多いようです。
- ・障害者支援施設やグループホームで短期入所（ショートステイ）のサービスを行っているところがあります。暮らしの体験として、将来をイメージして少しずつ利用していくことも良いでしょう。

### 〈近隣の障害者支援施設〉

| 名称     | 所在地           | 電話番号         | 日中活動 |
|--------|---------------|--------------|------|
| 青梅学園   | 青梅市新町1-8-2    | 0428-31-4800 | 生活介護 |
| 花の里    | 青梅市長瀬5-1080-2 | 0428-25-1641 | 生活介護 |
| 福生学園   | 福生市熊川1600-2   | 042-530-6961 | 生活介護 |
| 白の出福祉園 | 白の出町平井376     | 042-597-5041 | 生活介護 |

## ◇一人暮らし

- ・障害のある方で、福祉サービスを利用したり制度を活用しながら、一人暮らしをしている方がいます。
- ・通勤寮やグループホームで自立に向けての練習をしてから、一人暮らしを始める方もたくさんいます。

## 2 暮らしについての様々なサービスについて

### ◇ホームヘルプ（居宅介護）とは

- ・自宅などにホームヘルパーが来て、入浴や食事の手伝い、掃除や買い物などを行うサービスです。
- ・障害支援区分が1～6の人が利用できます。（P15）
- ・通院などの外出には「通院等介助」というサービスがあり、付き添ってもらうことができます。
- ・学校や、会社に通う時の付き添いをずっと頼むことはできません。

### ◇自立生活援助とは

- ・障害のある人の自立した生活をお手伝いするサービスです。
- ・月に3・4回、自宅を訪問して暮らしぶりを確認したり、ちょっとした相談に乗ってくれたり、困ったことがあれば一緒に解決の方法を考えてくれます。
- ・部屋が散らかっているからといって掃除をしてくれるわけではありません。どうしたら片付けられるかを一緒に考えてくれます。
- ・市町村によって使える回数が違います。

### ◇短期入所（ショートステイ）とは

- ・一時的に入所サービスをしています。
- ・障害支援区分1～6の方が利用できます。（P15）
- ・家庭の事情で何日間か利用する方もいます。
- ・卒業後の、通勤寮やグループホーム、一人暮らしに向けてイメージをもつために利用する方もいます。